

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称 :	松ヶ丘保育園		種別 : 保育所			
代表者氏名 :	鵜飼 まり		定員（利用人数）：30名（36名）			
所在地 :	愛知県瀬戸市松原町2丁目73番地2					
TEL :	0561-21-3757					
ホームページ :	http://setomatsugaoka.jp/					
【施設・事業所の概要】						
開設年月日 : 令和3年4月1日						
経営法人・設置主体（法人名等） : 社会福祉法人 濑戸松ヶ丘の会						
職員数	常勤職員 : 19名	非常勤職員 : 18名				
専門職員	(園長) 1名	(保育士) 24名				
	(副園長) 1名	(栄養士) 2名				
	(主任保育士 1名)	(調理員) 1名				
	(事務職) 3名	(用務員) 1名				
	(相談員) 3名					
施設・設備の概要	(居室数) 4室	(設備等) 保育室、園庭、厨房、				
		調乳室（2室）、別棟保育室、				
		耐震構造、AED、安全監視カメラ				
		園庭・休憩室、スプリンクラー				

③理念・基本方針

★理念

『まるごとの私が大切な存在であると、子どもが実感できる保育をめざします』

★基本方針

- ・一人ひとりの人格を尊重し、人としてのゆたかなつながりを大切にし、仲間意識を育てます。
- ・健康な身体づくりのために、毎日散歩に出かけ、自然にふれあいながら遊びます。
- ・子どもの発達や月齢に見合った食事を大切にし、添加物の少ない食材を使った薄味の給食と手作りおやつを提供します。
- ・家族同士の交流を大切にし、子どもたちの成長をたくさん目ので見守り、共に育ちあう関係作りを心がけます。

④施設・事業所の特徴的な取組

・食事（給食・おやつ）

一人ひとりの発達に合わせた離乳食を考える離乳食会議、各年齢の食べ具合、様子や献立内容、食材の形状や食具も考える献立会議を行い、栄養士、保育士と共に確認し合っている。また、添加物が少なく旬の食材を使った薄味の給食と手作りおやつを提供し、毎日食事内容を写真撮影し掲示している。

・いのちとからだの学習

トイレやシャワーをする時などのプライベート空間の確保や、子どもに確認（おむつ替え、口を拭く時等）をとってからお世話をするなど、「自分は大切な存在」と感じてくれることを願い関わっている。2歳児では視覚教材を使ったりしながら「自分のからだは自分のもの」「自分のからだも気持ちもだいじ」であることを伝える「いのちとからだの学習」を行っている。その様子を伝えるおたよりの発行や、関係図書の貸し出しも行っている。

・水彩で描くお絵描き

絵の具を含ませた筆で画用紙に描く「気持ち良さ」を味わい、「思いを表現する」ことで心と体の開放をねらう。活動後、一人ひとりの絵を見ながら、職員間で予測される子どもの気持ちや様子を共有し、子どもへの関わり方を考える。

・保護者向け研修

在園児・卒園児保護者対象に、R6年・7年は「スマホ依存の危険性」の研修を市役所担当課と共同で実施したり、保護者交流会「まっちゃんとつながりあそび」では、保護者自身がふれあい遊びの楽しさや、自分の子育てを肯定的に捉える機会づくりをしている。

・職員研修

研修計画をたて、正規職員・非常勤職員問わず仕事として参加できる体制をとっている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年5月12日（契約日）～ 令和7年12月18日（評価確定日） 【令和7年9月17日（訪問調査日）】
受審回数 (前回の受審時期)	初回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保育理念、保育方針の明確化と周知徹底

「保育理念」、「保育方針」を明確に定めており、ホームページや「入園のしおり」、リーフレット等にて公開している。職員に対しては、年度始めの全体会議や日々の会議等にて適時説明しており、保護者に対しても「入園のしおり」を配付して保護者総会や懇談会等にて説明している。隣接道路沿いにも掲示し、公民館や市の福祉課にもリーフレットを設置してもらう等、地域や関係機関に対しても、保育園を理解してもらえるよう努めている。

◆「食育」に関する取組み

0歳児は保育士の膝の上で給食を食べることで安心感を得ながら、ゆったりと食事を楽しんでいる。1・2歳児は手づかみ食べを通して意欲的に食事に向かっている。2歳児クラスでは、ピーマンやきゅうり、ミニトマトなどの夏野菜を育て、収穫して食べている。お手伝い体験や、米とぎ・パンの買い物などの活動も行っている。クッキング保育ではクッキーや焼きそばを作り、行事食ではお月見団子づくりやおこしものづくりを通して食を知り、“食べる楽しさ”を育んでいる。

◇改善を求められる点

◆経営課題を効果的に実行できる中・長期事業計画の策定

中・長期的な事業計画は、各課題ごとに策定されており、収支計画についても、主に人件費に重点をおいて策定されている。具体的な取組みとしては、子どもの数の減少に伴う対応や保育士の世代交代に備えての体制の整備、事業の拡大、対象年齢の拡大等の計画を策定しているが、市の施策との関係や採算性等に課題が残ることから、具体的な数値目標や具体的な成果等を設定できていない。市の施策を考慮し、実行可能な具体的な計画策定を検討されたい。

◆マイノリティ（少数派）に対する保護者の理解

障害のある子どもやアレルギー疾患、慢性疾患を持つ子ども等、特別な配慮が必要な子どもに対しては、適切な支援が行われている。ただ、この園の方針に沿った取組みを、他の保護者や子どもに正しく周知、理解させるための取組みが薄い。理解の薄い保護者等の誤解や憶測、誤ったうわさ等を未然に防止するためにも、様々なチャネルを活用して園の活動を正確に伝えて欲しい。マイノリティ（少数派）に対する保護者等の理解により、基本方針に謳う「子どもたちの成長をたくさん目ので見守り、共に育ちあう関係作り」が、一步前進することとなる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

初めての第三者評価を受審させていただきました。

職員間では気づかなかつた問題点を丁寧にお答えいただき大変勉強になりました。評価の結果も具体的にご指導いただきありがとうございました。指導内容を真摯に受け止めて、課題や問題点の解決に向けて整備を進めていきたいと思います。

いただいた改善計画表にすぐにできること・工夫すればできること・予算化しないとできないことを職員で書き込み取り組み始めています。今後も職員一丸となってより良い保育園を目指していきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。
※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I - 1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I - 1 - (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
	I - 1 - (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1 (a) · b · c
＜コメント＞ 保育理念、保育方針を明確に定めており、玄関や保育室、ホームページ、隣接道路沿いに掲示して周知を図っている。職員に対しては年度始めの全体会議にて説明して周知しており、適時理解度も確認している。保護者に対しては、保護者総会や懇談会等にて「入園のしおり」を使用して説明している。保育方針については、職員の行動規範となるような具体的な内容となっている。		

I - 2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I - 2 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	I - 2 - (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2 a · (b) · c
＜コメント＞ 保育事業全体の動向は、関係行政機関のホームページや保育雑誌「保育情報」等から情報を収集して把握している。地域の動向は、情報源としていた市の社会福祉計画が今年度は公表されていない。地域の子育てに関するニーズは、園見学を開催した際に来園した地域の保護者等から把握するよう努めている。地域ニーズの把握・分析方法の改善を期待する。		
	I - 2 - (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3 a · (b) · c
＜コメント＞ 法人にて、人材育成、設備・建屋の整備、財務状況等を把握・分析し、課題を明確にしている。職員に対しては全体会議等にて適時説明は行っているが、職員参画の下で、計画的な経営課題の検討や改善に向けた具体的な計画の策定等は行っていない。園運営に対する職員の参画意識を醸成する等、経営課題に対する取組み方法の改善を期待する。		

I - 3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I - 3 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I - 3 - (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4 a · (b) · c
＜コメント＞ 法人にて、中・長期の事業計画、収支計画を策定している。子どもの数の減少に伴う対応や保育士の世代交代に備えての体制の整備、事業の拡大、対象年齢の拡大等、課題を明確にしている。市の施策との関係や採算性等の問題があり、具体的な計画まで展開できていない点は課題として残る。事業計画策定方法の改善を期待したい。		
	I - 3 - (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5 a · (b) · c
＜コメント＞ 法人にて単年度の事業計画を策定しており、組織体制、人材育成、地域との連携活動、災害対策、職員の福利厚生等を課題として取り組んでいる。各課題についての達成状況や評価結果等については、特に定めた書式にて記録するに至っていない。各取組みの目標を数値化する等、判定可能な目標の設定を検討されたい。		

I - 3 -(2) 事業計画が適切に策定されている。

I - 3 -(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a · ⑥ · c
--------------------------------------------------------	----	-----------

〈コメント〉

事業計画は法人主導で策定しており、全体会議等にて職員の意見を聞く機会を設けているが、事業計画の理解を促すための取組みは実施していない。実施状況の把握や見直しは実施しているが、あらかじめ定められた時期や手順を定めての見直しとは言い難い。事業計画の策定方法、職員への周知方法の改善を期待する。

I - 3 -(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	(a) · b · c
----------------------------------------	----	-------------

〈コメント〉

事業計画は、年度初めの保護者総会にて説明する機会を設けており、主に行事計画、組織体制、災害対策、地域連携等について説明を行っている。「園だより」や「クラスだより」等にも記載して配付しており、園見学や入園説明会においても、主な内容を説明する機会を設けており、保護者に理解されるよう努めている。

I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

第三者評価結果

I - 4 -(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I - 4 -(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a · ⑥ · c
--------------------------------------------	----	-----------

〈コメント〉

園長主導にて、取り組むべき課題を明確にして年度ごとの研修計画に反映させて取り組んでいる。園長が、年度初めの全体会議や定例会議等にて職員に説明して周知を図っている。取組み状況や結果、振り返り等の評価・分析は、あらかじめ決められた手順では実施していない。組織的に取組む体制づくりを検討したい。

I - 4 -(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a · ⑥ · c
----------------------------------------------------------	----	-----------

〈コメント〉

実施した自己評価の結果およびその結果に基づいて取り組むべき課題は、事業計画および研修計画にて明確にしており、年度初めの全体会議や定例会議等にて職員と共有している。各課題の改善策の検討や改善計画の策定については、職員参画の下で実施しているが、手順や頻度が明確になっていない。改善活動の計画的な取組みを期待する。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	Ⓐ Ⓑ Ⓒ
コメント 園長の保育に関する方針および考え方については、年度初めの全体会議にて職員に説明して周知を図っている。園長の役割と責任や園長不在の時の権限委任先は、「職務分担表」にて明確にしている。災害時や緊急時における園長の責任、役割については、「防災マニュアル」にて明確にしており、職員室の所定の位置に設置して周知を図っている。		
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	Ⓐ Ⓑ Ⓒ
コメント 法人担当が各行政機関のホームページにて、遵守すべき法令等の情報を収集している。適時、園長および職員に対して説明を行っており、遵守すべき法令等を正しく理解するよう努めている。定期的な職員への理解度の確認や遵守状況の確認は行っていない。法令等の遵守体制の構築を期待したい。		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	Ⓐ Ⓑ Ⓒ
コメント 園長は、日々の保育状況や各課題への取組み状況を、職員との日常的なコミュニケーションや定期的な会議等にて把握している。会議では職員参画の下で取組み状況の確認を行うことで、職員の意見が反映されるよう努めている。各課題について、助言や方向性の示唆、促し等を行ない、取組みが停滞しないよう指導している。		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	Ⓐ Ⓑ Ⓒ
コメント 人事、財務等に関しては、法人にて分析・評価を行っており、適時、業務改善等に取り組んでいる。職員の労務管理は園長が行っており、各職員の就業状況を把握し、特定の職員に負荷が偏らないよう配慮している。主な会議は時間内に終了するよう配慮しており、外部研修が時間外勤務になる場合は、相応の手当を支給する等、職員の働く意欲向上に努めている。		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	Ⓐ Ⓑ Ⓒ
コメント 必要な福祉人材の確保と育成に関する方針は研修計画にて明確にしており、具体的な取組みについては各職員の育成計画に展開されている。現在、人材は充足しており、単年度としての人材確保に関する取組みは行っていないが、中長期的には人材の確保を重要課題としており、必要な人数、体制、再雇用者の活用等について検討を進めている。		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	Ⓐ Ⓑ Ⓒ
コメント 研修計画の中に「期待する職員像」を定めており、「給与規則」にて人事基準を明確にしている。年度初めの全体会議で職員に説明して周知を図っている。定期的に個別面談を実施し、業務遂行能力、成果や貢献度等を把握し、就労意向や意見の把握を行っている。職員がスキルアップを目指すための支援制度は整備されていない。キャリアパスの整備等、人事管理体制の改善を期待する。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	(a) · b · c
----------------------------------------------	-----	-------------

〈コメント〉

労務管理に関する体制を、「就業規則」にて明確に定めている。有給休暇の取得や時間外労働等の就業状況についても把握し、職員間の偏り等が無いよう配慮している。今年度より「ハラスメント規定」を作成し、希望があれば相談できるよう相談員を確保している。個別面談で職員の就労意向や意見を把握し、できる限り配慮することで、常に意欲的に仕事に臨めるよう努めている。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a · (b) · c
------------------------------------	-----	-------------

〈コメント〉

研修計画の中で「期待する職員像」を定めており、個別面談にて職員一人ひとりに期待する力量や課題を設定している。課題に対する達成状況や振返りは年度末に実施しているが、今年度からは中間状況についても確認する予定である。目標については、数値目標等の定量的な目標が設定されていない。目標の設定方法の改善を期待する。

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a · (b) · c
----------------------------------------------------	-----	-------------

〈コメント〉

教育・研修に関する方針として「期待する職員像」を定めている。しかし、必要とされる職員の知識や技術水準、専門資格等は、教育・研修計画の中では明確に定めていない。定期的な教育・研修計画の見直しは行っているが、教育・研修の成果や有効性の評価・分析は行っていない。教育・研修体制の改善を期待する。

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	(a) · b · c
--------------------------------------	-----	-------------

〈コメント〉

各職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等は個人面談にて把握しており、本人の意向を考慮し、経験や習熟度に応じて必要な教育・研修を決定している。全ての職員に対して教育・研修に参加できる機会を確保している。今年度、調理師免許の取得を目指す職員に対して、資格取得要件を満たすための実務時間の確保や、栄養士によるOJTを行なう等の支援を行っている。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	(a) · b · c
--------------------------------------------------------	-----	-------------

〈コメント〉

実習生の受け入れに関する基本姿勢を明確にしている。養成校の大学と連携して受け入れ体制および実習プログラム等を策定し、実習生の受け入れマニュアルとして活用している。子どもや保護者等に対し、事前に説明を行ない、指導担当職員に対しての研修も行っている。

II-3 運営の透明性の確保

第三者評価結果

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	(a) · b · c
---------------------------------------	-----	-------------

〈コメント〉

ホームページや「入園のしおり」、リーフレット等にて保育理念や保育方針を公開しており、事業面や財務的な情報は福祉医療機構のホームページにて公表している。苦情・相談の体制や内容は、ホームページや書面にて公表している。地域に対しては、リーフレットを公民館や市の福祉課に設置して園の取組み等を開き、地域の障害者理解が進むよう努めている。

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	(a) · b · c
---------------------------------------------	-----	-------------

〈コメント〉

園での経理業務は「経理規程」にてルール化され、その他の業務についても各種規程を整備している。各業務における責任・権限については「職務分担表」にて明確に定めており、全体会議や日々の業務活動にて職員に周知している。毎年5月に、法人監事による内部監査を受けている。財務面については、毎月顧問税理士からの助言を受け、改善点等がある場合は適切に運営に反映させている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · (b) · c
コメント 地域との関わりを事業計画にて文書化しており、社会資源等の情報は「市の子どもガイド」を活用している。保護者のニーズに応じて、必要な社会資源の情報を提供している。定期的な未就園児対象の「わくわく広場」や地域の子育てサロン等にて、地域の子どもや保護者と交流する機会を設けている。しかし、実際に地域の方と子どもとが交流する機会は少ない。地域交流を広げる取組みを検討されたい。		
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · (b) · c
コメント ボランティアの受入れに関する考え方については、全体会議等にて説明しており、受入れに関する手続きや配置、事前説明方法等を策定し、ボランティアの受入れマニュアルとして活用している。ボランティアに対しては、トラブルや事故を防ぐための事前研修を実施している。ボランティアの受入体制の改善を期待する。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · (b) · c
コメント 地域の関係機関・団体については、「市の子どもガイド」を活用している。職員に対しては、全体会議等で説明しており、職員室の所定の場所に設置することで、必要に応じて確認・活用できるよう配慮している。市の発達支援室や家庭児童相談室、子ども若者発達支援センター等と必要に応じて連携しているが、定期的な連絡会等は実施していない。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	(a) · b · c
コメント 地域の自治会総会や地域サロン、清掃活動、地域の合同防災訓練（避難訓練）、回覧板のやり取り等を通して、地域と交流する機会を設けており、地域の福祉ニーズの把握に努めている。定期的に園見学や育児サロンを開催しており、来園した地域の未就園児の保護者との交流を通して、地域の子育てに関する相談に応じたり、ニーズを把握したりしている。		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · (b) · c
コメント 定期的に育児サロンを開催し、地域の未就園児の保護者に対して相談や支援を行っている。地域の清掃活動等の地域活動に参加しており、地域住民が利用できる場所にAEDを設置する等、地域に貢献できるよう努めている。災害時に備えて地域の避難訓練に参加しているが、地域の方や自治会等との具体的な連携・協力体制は整備されていない。地域との防災協力体制の整備を期待したい。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	Ⓐ · Ⓛ · Ⓝ
コメント 「まるごとの私が大切な存在であると、子どもが実感できる保育をめざします」の保育理念が各保育室に掲示されており、子どもを主体とした丁寧な保育を行っている。法人の担当者が市の自主研修会に参加し、子どもを尊重した関わりができるよう取り組んでいる。研修に参加した職員は園内研修で他の職員に内容を伝え、子どもを尊重する保育についての共通理解を深めている。		
III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	Ⓐ · Ⓛ · Ⓝ
コメント 市が作成した虐待防止等の「権利擁護マニュアル」を活用し、職員研修を通して理解を深めている。保育室内では、着替えやおむつ替え、トイレの際にパーテーションを設け、子どものプライバシーに配慮している。今後は、市のマニュアルを参考にしながら、園の実態に即したプライバシー保護と権利擁護に関する独自の規程、マニュアルを整備していくことが望まれる。		
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	Ⓐ · Ⓛ · Ⓝ
コメント 園の利用希望者に対しては、リーフレットを公民館や地域の子育てサロンに設置し、保育所選択に必要な情報を提供している。月2回、園が開催している「わくわく広場」では、活動の中で子育て相談をしたり園情報を伝えたりしている。利用希望者や見学者への対応は、園長と副園長が丁寧に案内、説明をしている。ホームページも開設され、利用希望者が容易に必要な情報を入手できるようにしている。		
III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	Ⓐ · Ⓛ · Ⓝ
コメント 園の利用者には「入園のしおり（重要事項説明書）」を配付し、その中で保育の開始・変更の内容を明記している。個別で行う2月末の入園説明会と5月末保護者総会にて保護者の意向を確認し、同意を得ている。年度変わり等で変更がある場合には、保育士がその都度個別に対応している。全職員へは全体会議で周知し、配慮が必要な保護者に対しても説明できるようにしている。		
III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	Ⓐ · Ⓛ · Ⓝ
コメント 園の変更・転園に際しては、必要に応じて市が定めた「面接票」を用い、保護者の確認を得て次園へ引継ぎを行っている。毎年行われるOB会では、卒園児や転園児の話を聞いたり相談にのったりしている。転園や途中退園の保護者に保育に関する相談を継続して行えるよう、書面やリーフレット等のツールを活用し、保育の継続性を確保するための配慮をすることが望まれる。		
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	Ⓐ · Ⓛ · Ⓝ
コメント 保育の中で子どもの表情や園での様子を把握し、安心感や心地よさを味わえるようにしている。保護者には「あゆみノート」で子どもの一日の様子を知らせ、安心安全な環境で過ごしていることを伝えている。クラス懇談会や保護者交流会、運動遊び後には無記名のアンケートを行い、結果を保護者にフィードバックしている。把握した結果の分析・検討方法の改善を期待する。		
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	Ⓐ · Ⓛ · Ⓝ
コメント 苦情解決の体制は「重要事項説明書」に記載され、玄関に掲示している。苦情受付担当者は副園長、苦情解決責任者は園長であり、2名の第三者委員を選任して体制を整備している。これまでに第三者委員まで至る事案はない。受け付けた苦情は「苦情受付簿」に記録され、苦情の内容や解決結果は保護者に配慮したのち、ホームページ等で公表している。		

III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a · (b) · c
＜コメント＞ 日々の保護者とのコミュニケーションを通して、苦情や相談をしやすい雰囲気づくりに努めている。相談の際は休憩室や事務室等の落ち着いた環境で対応し、意見を述べやすい配慮がある。「重要事項説明書」には苦情や相談の方法を記載しているが、申し出しありやすい仕組みが十分とはいえない。「苦情記入カード」や意見箱の設置等、匿名でも意見を伝えられる体制づくりを望みたい。		
III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a · (b) · c
＜コメント＞ 保護者からの相談や苦情については、園長・副園長・主任・担任が連携し、迅速かつ的確に対応するよう努めている。相談や意見を受けた際の内容や対応の記録も整備されているが、対応マニュアルの定期的な見直しや改善の仕組みが十分に機能しているとは言い難い。今後は、職員間での共有と検討をさらに充実させることが期待される。		
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
III-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	(a) · b · c
＜コメント＞ 業務安全計画の中に各種計画があり、事故に対応するマニュアルは各保育室に設置され、常に確認ができる。災害時の危険個所の確認や「散歩マップ」の掲示等、地域の特性を考慮した安全確保・事故防止についての情報収集を行っている。事故が発生した場合には、原因の分析や対策の検討を行って再発防止に努めている。		
III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	(a) · b · c
＜コメント＞ 感染症の予防や発生時の対応については「感染症マニュアル」が整備されており、手順等の内容は職員に周知徹底している。感染症が発生した場合には医師の指示に従い、保護者から「登園届け書」を提出してもらい、感染拡大を防いでいる。感染症発生時には、子どものプライバシーに配慮しながら保護者への情報提供を適切に行っている。		
III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a · (b) · c
＜コメント＞ 「防災計画」が整備され、月1回の消防・消火訓練を実施し、子どもの安全確保に努めている。災害時の対応マニュアルは定期的に見直しを行っており、職員への周知も図られている。今後は、安否確認の方法や備蓄食品のアレルギー対応を明確にし、給食職員の確保が難しい場合やライフライン停止時を想定した、より実践的なマニュアルの充実が望まれる。		

III-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	(a) · b · c
＜コメント＞ 保育の標準的な実施方法は「全体的な計画」や「年間計画」等で文書化され、それに基づいた保育を行っている。担任会議や年齢別会議で話し合った計画を職員に周知し、実施した保育についても職員に伝えて共有している。急な計画の変更は、毎日のミニ会議でその都度伝えている。標準的な実施方法に基づき、子ども一人ひとりの発達状況に応じた保育を実践している。		
III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	(a) · b · c
＜コメント＞ これまでの「保育課程」を見直し、「全体的な計画」として策定し直した。「全体的な計画」に基づいて、月2回の担任会議や月1回の各年齢別会議が行われている。各担当者会議、給食会議、献立検討会議、離乳食会議、アレルギー懇談会の計画検討を行い、実施して反省（評価）もしている。その内容を反映させ、必要に応じて保育の見直しを行っている。		

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	(a) · b · c
＜コメント＞ 入園時、保護者から子どもの健康状態が分かる「健康の記録」と、入園までの生活状況の「聞き取り票」を取っている。アレルギー児に関しては、医師による「指示書」の提出を求めている。担任は日々の保育におけるアセスメント結果に基づき、月、週案、個別月案を作成し、園長が確認している。支援困難ケースは、多職種・外部関係者も含めて専門的なアセスメントを行っている。		
III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a · (b) · c
＜コメント＞ 指導計画の評価・見直しについては、必要に応じて随時行っている。月2回の担任会議や月1回の各年齢別会議等、各種会議で計画が変更された場合は、その都度、職員に伝えているが、急な変更への対応が十分とは言えない。指導計画についても、評価や見直しの時期や方法を明確にすることが望まれる。また、評価の仕組みについても、定期的に見直すことを期待する。		
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	(a) · b · c
＜コメント＞ 保育の実施状況については、新入園児は入園時、在園児は5月、9月、3月の年3回、発育チェック様式に記入し、「保育の記録」として保管している。特別な支援が必要な子どもは、その都度内容を記録している。記録内容や記入方法について、職員による差異がないよう指導している。記録ファイルは書庫に保管され、職員間で情報を共有している。		
III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	(a) · b · c
＜コメント＞ 「個人情報保護方針」に基づき、子どもに関する記録を適切に取り扱っている。年度初めの全体会議で個人情報や記録管理についての周知を行い、記録の管理責任者は園長としている。個人情報を含む書類は鍵付きロッカーで厳重に保管し、職員は入社時に「個人情報保護規程」に基づく「誓約書」を提出している。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-（1） 保育の全体的な計画の編成		
A-1-（1）-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a · b · c
＜コメント＞ 保育の理念や方針に基づき、子どもの発達や家庭・地域の実態を踏まえて年間計画を立てており、計画の意図は明確である。今後は、保育に関わる職員が計画づくりに参画し、内容を共有していく予定である。園の特色や地域の実情をより反映させ、園ならではの独自性が感じられる「全体的な計画」となるよう、継続的な見直しと改善を進めていくことが望まれる。		
A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-（2）-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a · b · c
＜コメント＞ 園舎全体が明るく清潔で、子どもたちが安心して心地よく過ごせる環境が整っている。手洗い場やトイレ等の衛生面も十分に配慮され、常に清潔が保たれている。保育室内は温度、湿度、換気、採光、音が適切に管理され、快適な保育環境が確保されている。保育室内の動線も工夫され、子どもが自ら関わり、遊びを通して主体的に活動できる環境作りをしている。		
A-1-（2）-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a · b · c
＜コメント＞ 保育理念を基に、一人ひとりの子どもに丁寧に関わる保育が実践されている。職員が日々の保育の中で子どもの思いや要求を丁寧に受け止め、職員会議等で情報共有を行い、子どもの状態に応じた適切な対応を心がけている。職員間で共通理解を深めながら保育を進める姿勢が定着しており、子どもが安心して自己表現できる環境づくりが実践されている。		
A-1-（2）-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a · b · c
＜コメント＞ 「アセスメントシート」を活用し、子どもの成長過程や生活習慣が身に付くよう丁寧な保育を実践している。保育室内に職員の手作りの玩具や教材を揃え、子どもが遊びや日常生活の中で自然に基本的な生活習慣を身に付けられるよう、環境面での工夫がある。子ども一人ひとりに対して個別の支援計画を作成し、個々の発達や興味・関心に応じた保育が行われている。		
A-1-（2）-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a · b · c
＜コメント＞ 子どもが自ら遊びを選んで取り組めるよう、年齢や発達に応じた遊びの内容や環境の見直しを行っており、主体的に活動できるよう配慮している。心と体の解放を目的として絵の具を用いた活動を取り入れる等、表現の幅を広げる工夫が見られる。今後は、自然や身近な素材を用いた探索活動を充実させ、子どもが自ら発見し、考え、試すことを大切にする保育を期待したい。		
A-1-（2）-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a · b · c
＜コメント＞ 個別指導計画に基づき、子どもが安心して過ごせるよう丁寧に援助している。食事面では、発達段階に応じ、食材や形状、食具、食べさせ方に配慮している。保育士との信頼関係を築くため、1対1のスキンシップや語りかけを大切にし、給食は保育士の膝の上で食べる等、安心感を得られるようにしている。「連絡ノート」で園の様子を伝え、家庭と連携して情報を共有している。		
A-1-（2）-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a · b · c
＜コメント＞ 担当制を取り入れて保育士と子どもの信頼関係を築き、安心して過ごせるよう配慮している。1歳児には少し高めの滑り台や投げる遊びの場、2歳児にはろくばくやジャンプ遊びの場等、年齢に応じた環境を整備している。机上遊び・模倣遊び・運動遊び等、自ら選んで遊び込めるよう工夫し、トラブルを防ぐために日課の時差や場所の変更にも配慮している。		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a · b · c
＜コメント＞ 非該当		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a · (b) · c
＜コメント＞ 障害のある子どもが安心して生活できるよう、保護者や医療機関、発達支援室等の外部機関と連携しながら支援を行っている。担当保育士が中心となって関わり、助言を受けつつ他の職員とも共通理解を深め、園全体で子どもの成長と発達を見守っている。障害のある子どもの支援内容を他の保護者にも分かりやすく伝え、取組みへの理解と協力を深めていくことが望まれる。		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	(a) · b · c
＜コメント＞ クラス担任が交代で遅番対応を行い、遅番の保育士が登園から降園までの様子を把握して保護者に伝えている。子どもが安心して過ごせるよう、落ち着いた雰囲気とゆったりとした保育内容を心がけている。また、給食やおやつは自園調理を活かし、子どもの生活リズムに合わせた内容で提供する等、在園時間に応じた環境づくりを工夫している。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a · b · c
＜コメント＞ 非該当		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	(a) · b · c
＜コメント＞ 「感染症マニュアル」や「保健計画」を整備し、子どもの健康管理を適切に行っている。入園時の「聴き取り票」を基に保護者と随時情報共有し、内容を更新している。一人ひとりの健康状態に関する情報を関係職員に伝え、共通理解を図っている。1歳未満児の午睡時には、乳幼児突然死症候群予防のために午睡センター装置と目視確認を併用し、安心・安全な保育環境を整えている。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a · (b) · c
＜コメント＞ 規定回数の内科健診・歯科健診を実施し、子どもの健康状態の把握に努めている。相談や心配のある保護者からは事前に内容を聞き取って健診時に医師へ伝える等、丁寧な対応が行われている。健診結果は記録に残し、保護者とは「あゆみノート」を通して共有している。健診結果を保育計画に反映させ、健康面に配慮した保育の展開が望まれる。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a · (b) · c
＜コメント＞ 医師の診断書を基に職員が毎月アレルギー懇談会を行い、情報を共有している。前日の「事業日誌」に除去食を記入し、当日は調理員と保育士がダブルチェックを行う等、誤食事故の防止に努めている。アレルギー児には専用の机や色分けしたトレーを使用し、安全面に配慮している。「園だより」やしおり等を通じて、他の保護者や子どもへ理解を図る取組みをすることが望まれる。		

A-1- (4) 食育、食の安全			
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		保60	(a) · b · c
〈コメント〉 食育計画が作成され、子どもが食事を楽しめるよう工夫している。様々な食品や調理形態を体験し、落ち着いた雰囲気の中でゆったりと食事を楽しんでいる。食育活動として夏野菜を育てて収穫し、友達と一緒に食べている。米を研いだりパンを買いに行ったりし、クッキーや焼きそば作り等のクッキング保育、団子やおこしもの等の行事食作りを通して、食への関心と楽しさを育んでいる。			
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		保61	(a) · b · c
〈コメント〉 市が作成した「衛生管理マニュアル」を遵守し、日々の衛生チェックや「清掃リスト」、「点検表」に基づいて衛生管理を徹底している。子どもの食べ具合や残食記録、嗜好調査を基に献立の反省や検討を行い、調理に活かしている。多くのメニューは無添加の食材で手作りされており、献立は和食を中心に地域の名産品を取り入れる等、季節感を大切にして食事を提供している。			
A-2 子育て支援			
		第三者評価結果	
A-2- (1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		保62	(a) · b · c
〈コメント〉 家庭とは「あゆみノート」で連携し、日々の子どもの様子や園での生活を丁寧に伝えている。各クラスで保育参観や懇談会、個人懇談を実施し、保護者が保育への理解を深める機会としている。行事後には保護者アンケートを行い、意見や要望を把握して以降の保育に活かしている。相談がある場合は個別に対応し、担任会議で報告・共有する等、家庭との信頼関係づくりに努めている。			
A-2- (2) 保護者の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		保63	(a) · b · c
〈コメント〉 日々の保護者とのコミュニケーションを大切にし、子どもの様子を写真や言葉で丁寧に伝える等、安心して子育てができるよう支援している。必要に応じて個別の懇談を行い、子育ての悩みに寄り添っている。また、状況に応じて関係機関を紹介する等、支援体制を整えており、保護者からの相談内容は適切に記録・保管されている。			
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		保64	a · (b) · c
〈コメント〉 登園時の視診や着替えの際に、子どもの身体の状態を丁寧に観察し、虐待等の権利侵害の早期発見に努めている。「虐待対応マニュアル」が整備され、職員に周知されている。実際に案件が発生した際には、市の子ども若者センターや児童相談所等の関係機関と連携し、適切に対応している。今後は、定期的にマニュアルに基づいた職員研修を実施し、実践力の向上を図ることが望まれる。			
A-3 保育の質の向上			
		第三者評価結果	
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		保65	a · (b) · c
〈コメント〉 職員は年3回の自己評価を行い、園長・副園長との面談を通して自らの保育を振り返っている。園全体でも保育実践の反省や意見交換を行い、自己評価としてまとめている。「自己評価チェックシート」や「分析結果表」を活用しているが、職員間での共有や学び合いが十分ではない。今後は、自己評価の結果を活かし、園全体で課題を共有して保育の質を高めていくことを期待する。			